競争的研究費等の適正管理規程

平成１９年９月７日　規程第１９－８０号
改正：平成２０年１０月２１日　規程第２０－７８号
改正：平成２５年３月２９日　規程第２５－３３号
改正：平成２６年４月１日　規程第２６－２１号
改正：平成２６年９月３日　規程第２６－３９号
改正：平成２７年３月１２日　規程第２７－　７号
改正：平成２７年７月１６日　規程第２７－５１号
改正：平成３０年６月２７日　規程第３０－４６号
改正：平成３０年８月８日　規程第３０－７３号
改正：平成３１年３月１８日　規程第３１－１７号
改正：令和４年３月２４日　規程令和第４－１６号

第１章　総則

（目的）

第１条　国又は独立行政法人から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金等（以下、「競争的研究費等」という。）を適切に管理するため、責任体系及びその体制を明らかにするとともに、競争的研究費等の不正防止を推進するために必要な事項について規定することを目的とする。

（役職員の責務）

第２条　宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という。）の役職員は、法令、機構の規則及び競争的研究費等を配分する機関の規則等を遵守し、不正防止計画に基づき競争的研究費等について適正に運営・管理するとともに競争的研究費等を不正に使用してはならないものとし、また、不正を疑われることのないように努めなければならない。

２　競争的研究費等を用いた研究活動に従事する又はその運営・管理に関わる役職員その他不正防止計画に定める者は、競争的研究費等の適切な運営・管理のために行われる研修を受講するものとする。また、競争的研究費等の適切な運営・管理のために行われる調査その他の活動に協力するものとする。

３　前項に定める役職員は、不正防止計画に定める事項につき、理事長に対して誓約しなければならない。

第２章　責任体系及び体制

（責任体系）

第３条　機構に競争的研究費等の適正な運営・管理のため、競争的研究費等最高管理責任者、競争的研究費等統括管理責任者、競争的研究費等統括管理責任者補佐、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者及び競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者を置く。

（競争的研究費等最高管理責任者）

第４条　競争的研究費等最高管理責任者は、競争的研究費等の運営・管理について総理し、最終責任を負うものとする。競争的研究費等最高管理責任者は、次の役割を行う。

（１）競争的研究費等最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針及び行動規範を策定・周知するとともに、基本方針及び行動規範を実施するため、競争的研究費等統括管理責任者及び競争的研究費等コンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう必要な措置を講じる。

（２）不正防止対策の基本方針及び行動規範や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する会議において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

（３）競争的研究費等最高管理責任者が自ら足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、職員等の意識の向上と浸透を図る。

２　競争的研究費等最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

（競争的研究費等統括管理責任者）

第５条　競争的研究費等統括管理責任者は競争的研究費等最高管理責任者の命を受け、これを補佐し、機構における競争的研究費等の運営・管理について統括する。競争的研究費等統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針及び行動規範に基づき、不正防止計画及び研修・啓発活動等の実施計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を競争的研究費等最高管理責任者に報告し、必要に応じ不正防止計画及び研修・啓発活動等の計画の見直しを行う。

２　競争的研究費等統括管理責任者は、総務担当理事をもって充てる。

（競争的研究費等統括管理責任者補佐）

第６条　競争的研究費等統括管理責任者補佐は、競争的研究費等統括管理責任者の命を受け、これを補佐し、機構における競争的研究費等の運営・管理について総括整理する。

２　統括管理責任者補佐は、総務部長をもって充てる。

（競争的研究費等コンプライアンス推進責任者）

第７条　競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等統括管理責任者の命を受け、これを補佐し、不正防止計画に基づき、自ら掌理する組織における競争的研究費等の適正な運営・管理について統括し、次の業務を行う。

（１）自ら掌理する組織において不正防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を競争的研究費等統括管理責任者に報告する。

（２）不正防止を図るため、自ら掌理する組織における競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての職員等に対し、競争的研究費等に係る不正を防止するための研修を実施し、受講状況を管理監督する。

（３）自ら掌理する組織において、定期的に啓発活動を実施する。

（４）自ら掌理する組織において、職員等が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。

２　競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、組織規程（規程第１５－３号）第７条各項（第２項を除く）及び第８条に定める組織（競争的研究費等を使用する組織に限る。）の長、財務部長並びに調達部長をもって充てるほか、不正防止計画に定める者とする。

（競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者）

第８条　競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者は、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者の命を受け、これを補佐し、競争的研究費等の適正な運営・管理について総括整理する。

２　競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者は、組織規程第７条第２項に定める組織の長をもって充てるほか、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、責任の範囲を明確にした上で、競争的研究費等コンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

（競争的研究費等不正防止推進室）

第９条　機構に、競争的研究費等の不正防止のための施策を実施するために、競争的研究費等不正防止推進室を置く。

２　競争的研究費等不正防止推進室は、室長、室員及び事務局より構成される。

（競争的研究費等不正防止推進室の運営）

第１０条　室長は、競争的研究費等不正防止推進室の業務を統括する。

２　室長は、競争的研究費等統括管理責任者補佐をもって充てる。

３　室員は、経営推進部長、財務部長、調達部長及び人事部長並びに組織規程第７条第２項から第４項及び第８条に定める組織（競争的研究費等を使用する組織に限る。）の長（以下、「予算執行責任者」という。）並びに室長が指名する研究者とする。
４　競争的研究費等不正防止推進室の事務は、総務部が行い、経営推進部、財務部、調達部及び宇宙科学研究所科学推進部が協力するものとする。
５　競争的研究費等不正防止推進室の事務局長は室長が指名する者をもって充てる。

（競争的研究費等不正防止推進室の業務）
第１１条　競争的研究費等不正防止推進室は、競争的研究費等を管理・運営する各部門・部等が業務を円滑に実施するために不正防止計画に基づき下記に掲げる不正を防止するための業務を行う。
（１）　機構の競争的研究費等の把握
（２）　競争的研究費等に係る不正要因の把握及びこれを踏まえた不正防止計画の検討及び維持
（３）　不正防止計画に基づく競争的研究費等の不正防止に係る研修・啓発活動等の実施計画の策定・実施に関する業務
（４）　その他不正防止の推進に関する業務

（競争的研究費等の実績）
第１２条　経営推進部長、財務部長及び調達部長は各部門・部等と協力して毎年度の競争的研究費等の実績を当該年度終了後３ヶ月以内に室長に報告するものとする。また年度途中においても、競争的研究費等の集計等に関し室長の求めがある場合は経営推進部長、財務部長及び調達部長は各部門・部等と協力して対応するものとする。

（監査への協力）
第１３条　競争的研究費等不正防止推進室は、監事室及び評価・監査部と連携し、監事及び評価・監査部の行う競争的研究費等の監査に協力するものとする。

第３章　競争的研究費等相談窓口

（競争的研究費等相談窓口）
第１４条　競争的研究費等に係る研究業務及び事務業務を適切かつ効率的に実施するために、事務処理手続きその他競争的研究費等の運営・管理について機構内部及び機構と共同研究等を行う外部機関等からの相談を受け付ける競争的研究費等相談窓口を機構に設置する。

２　競争的研究費等相談窓口は、競争的研究費等コンプライアンス推進責任者が競争的研究費等を用いて業務を実施する際に設置し、窓口担当責任者及び窓口担当者から構成されるものとする。
３　各窓口担当責任者は、宇宙輸送技術部門、第一宇宙技術部門及び有人宇宙技術部門においては事業推進部長の指名する計画マネージャ、宇宙科学研究所においては科学推進部長の指名する者、航空技術部門においては事業推進部長の指名する者、研究開発部門においては研究推進部長の指名する者、宇宙探査イノベーションハブについては宇宙探査イノベーションハブ長が指名する者、組織規程第６条及び第７条第３項に定める組織においては各組織の長が指名する者、組織規程第８条に定める組織においては財務部長の指名する者をもって充てるものとし、窓口担当者は窓口担当責任者が指名した職員をもって充てるものとする。
４　予算執行責任者は、競争的研究費等相談窓口を設置した際に、その設置及び構成員を予算執行責任者が所掌する組織内に周知するとともに、競争的研究費等不正防止推進室長に報告するものとする。

第４章　告発及び調査等

（告発窓口）
第１５条　競争的研究費等の不正に係る告発窓口は、コンプライアンス総合窓口運用要領（総務部長通達第２３－４号）に定めるコンプライアンス総合窓口とする。
２　告発窓口における運用については、本規程に定めるほか、上記通達による。

（競争的研究費等の不正に関する告発）
第１６条　競争的研究費等の不正行為の可能性があると思料する者は、何人も、前条に規定する告発窓口に告発を行うことができる。

（告発者の責務）
第１７条　前条による告発をしようとする者（以下「告発者」という。）は、告発窓口に対して、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする役職員の氏名、不正行為の態様その他事案の内容を明示し、かつ不正とする合理的理由を示して告発を行わなければならない。
２　前項にかかわらず匿名による告発があった場合は、当該告発の内容に応じ、次条の定めに準じて告発を受け付けることができる。この場合、当該告発をした者には、この規程に定める告発者に対する通知及び開示を実施しないものとする。
３　不正行為の疑いについて外部機関等から指摘を受けた場合は、競争的研究費等統括

管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の受理等）
第１８条　告発窓口は、第１６条に定める告発を受けたときは遅滞なく、競争的研究費等最高管理責任者及び競争的研究費等統括責任者に報告する。
２　競争的研究費等統括責任者は、前項の告発の報告を受けたときは、前条に定める告発の条件に合致するか否か検討の上その受理又は不受理を決定し、その結果を告発者に通知するものとする。
３　第２０条にかかわらず、告発者の同意を得た場合は、告発者の氏名を開示することができる。
４　競争的研究費等最高管理責任者は、当該告発の受理から概ね３０日以内に、告発内容等の合理性を確認の上、調査の要否を決定し、告発者に通知するとともに、配分機関に報告する。

（告発の相談）
第１９条　不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。
２　告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
３　相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等であるときは、告発窓口は、競争的研究費等最高管理責任者及び競争的研究費等統括管理責任者に報告するものとする。
４　前項の報告があったときは、競争的研究費等統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

第５章　関係者の取扱い

（秘密保持義務）
第２０条　この規程に定める業務にかかわる全ての者は、本規程に基づく不正行為の調査等に関し知り得た内容（既に公知であるものを除く）を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
２　競争的研究費等最高管理責任者及び競争的研究費等統括管理責任者は、告発者、調査対象の役職員（以下、「調査対象者」という。）、告発内容、調査内容及び調査経過

について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び調査対象者の意に反して外部漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
３　競争的研究費等最高管理責任者及び競争的研究費等統括管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
４　競争的研究費等最高管理責任者、競争的研究費等統括管理責任者又はその他の関係者は、告発者、調査対象者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、調査対象者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（利益相反関係の排除）
第２１条　競争的研究費等統括管理責任者、競争的研究費等統括管理責任者補佐、調査委員会の委員、コンプライアンス総合窓口及び調査委員会の事務局を担当する職員は、自らが関係する第１６条及び第１９条による告発の処理に関与してはならない。
２　競争的研究費等統括管理責任者は、利益相反者が、前項の業務にあたっている場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途適切な者を充てるものとする。
３　競争的研究費等最高管理責任者は、競争的研究費等統括管理責任者が利益相反者に該当する場合には、第５条にかかわらず、他の理事を競争的研究費等統括管理責任者として指名し、当該告発に係る不正行為への対応に関する責任者とする。

（告発者等の保護）
第２２条　競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
２　機構に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。
３　競争的研究費等最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取り扱いを行ったものがいた場合は、就業規則（規程第１５－２３号）その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
４　競争的研究費等最高管理責任者は、第２４条に定める悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（調査対象者の保護）
第２３条　機構に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことの

みをもって、当該調査対象者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。
２　競争的研究費等最高管理責任者は、相当な理由なしに、調査対象者に対して不利益な取り扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
３　競争的研究費等最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該調査対象者の業務の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該調査対象者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく告発）
第２４条　何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、調査対象者を陥れるため又は調査対象者の業務を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの不利益を与えること又は調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
２　競争的研究費等最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
３　競争的研究費等最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関に対して、その措置の内容等を通知する。

第６章　事案の調査

（調査委員会の設置）
第２５条　競争的研究費等最高管理責任者は、第１８条により調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査を実施させる。

（調査委員会の構成）
第２６条　前条の調査委員会は、次に掲げる委員で構成する。
（１）競争的研究費等統括管理責任者
（２）競争的研究費等統括管理責任者が指名する機構と利害関係を有しない外部専門家
（３）その他競争的研究費等最高管理責任者が必要と認める者
２　調査委員会に委員長を置き、委員の中から競争的研究費等最高管理責任者が指名する。

（調査の通知）
第２７条　競争的研究費等最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員

会委員の氏名及び所属を告発者及び調査対象者に通知する。
２　前項の通知を受けた告発者又は調査対象者は、当該通知を受けた日から起算して７日以内に、書面により、競争的研究費等最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
３　競争的研究費等最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び調査対象者に通知する。

（調査の実施）
第２８条　調査委員会は、告発者及び調査対象者に対し、直ちに、調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
２　調査委員会は、調査の実施にあたって、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
（１）告発者、調査対象者その他関係者からの証言の聴取
（２）対象となる競争的研究費等の精査
（３）その他調査のために必要な事項
３　調査委員会は、調査の実施にあたっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
４　告発者、調査対象者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。

（調査の対象）
第２９条　調査の対象は告発された事案に係る業務の他、調査委員会の判断により、調査に関連した調査対象者の他の業務を含めることできる。

（証拠の保全）
第３０条　調査委員会は、調査を実施するに当たって、告発された事案に係る業務に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるものとする。
２　告発された事案に係る業務が行われた研究機関が機構でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る業務に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
３　調査委員会は、前２項の措置に必要な場合を除き、調査対象者の業務を制限してはならない。

（調査における研究又は技術上の情報の保護）
第３１条　調査委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文

等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

第７章　不正行為等の認定

（認定の手続き）

第３２条　調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。なお、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定する。

２　調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が第２４条に定める悪意に基づく告発であると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

３　前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

４　調査委員会は、本条第１項及び第２項に定める認定が終了したときは、直ちに、競争的研究費等最高管理責任者、競争的研究費等統括管理責任者及び人事部長に報告しなければならない。

（認定の方法）

第３３条　調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

２　調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

（調査結果の通知及び報告）

第３４条　競争的研究費等最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、調査対象者及び調査対象者以外で不正行為に関与したと認定されたものに通知するものとする。調査対象者が機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

２　競争的研究費等最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関に報告するものとする。

３　競争的研究費等最高管理責任者は、第２４条に定める悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が機構以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（異議申立て）
第３５条　調査対象者又は告発者は、第３２条第１項又は第２項の規定による認定の結果に異議があるときには、競争的研究費等最高管理責任者に対し、異議申立てをすることができる。
２　前項の異議申立ては、認定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して１０日以内にしなければならない。ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。
３　告発が第２４条に定める悪意に基づく告発と認定された告発者（対象研究者の異議申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第１項に準じて、異議申立てをすることできる。
４　第１項又は第３項の異議申立てがあったときは、競争的研究費等最高管理責任者は、当該異議申立てについて、調査委員会に付託する。
５　前項において、競争的研究費等最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要と認める場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
６　調査委員会は、第４項の付託を受けた場合であって、当該事案の再調査を行うまでもなく、異議申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、競争的研究費等最高管理責任者に報告する。
７　前項の報告を受けた競争的研究費等最高管理責任者は、異議申立人に対し、異議申立てを却下する旨の決定を通知するものとする。また、調査委員会がその異議申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断した場合は、以後の異議申立てを受け付けないことを併せて通知できるものとする。
８　調査委員会は、第４項の付託を受けた場合であって、異議申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに競争的研究費等最高管理責任者に報告する。
９　前項の報告を受けた競争的研究費等最高管理責任者は、異議申立人に対し、その決定を通知するものとする。
１０　競争的研究費等最高管理責任者は、調査対象者から異議申立てがあったときは告発者に対して、告発者から異議申立てがあったときは調査対象者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。異議申立ての却下又は再調査開始の決定をした時も同様とする。

（再調査）
第３６条　前条第８項に基づき再調査を行う場合には、調査委員会は異議申立て人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと異議申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
２　前項に定める異議申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査

を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに競争的研究費等最高管理責任者に報告する。
３　前項の報告を受けた競争的研究費等最高管理責任者は、異議申立人に対し、再調査の打ち切りに係る決定を通知するものとする。
４　調査委員会は、再調査を開始した場合には、第３２条第１項の調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに競争的研究費等最高管理責任者に報告するものとする。
５　競争的研究費等最高管理責任者は、本条第２項又は第４項の報告に基づき、速やかに、再調査手続きの結果を告発者、調査対象者及び調査対象者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。調査対象者が機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関に報告する。

（調査結果の公表）
第３７条　競争的研究費等最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
２　前項における公表内容は、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、機構が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を原則として公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を公表しないことができる。

３　不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しないことができる。

４　競争的研究費等最高管理責任者は、第２４条に定める悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

（調査等に係る事務）
第３８条　不正使用に係る調査等に関する事務局は、総務部において処理する。

第８章　措置及び処分

（調査中における一時的措置）
第３９条　競争的研究費等最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

２　競争的研究費等最高管理責任者は、配分機関から、調査対象者の該当する競争的研究費等の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

（競争的研究費等の使用中止）
第４０条　競争的研究費等最高管理責任者は、不正行為に関与したと認定された者及び競争的研究費等の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下、「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（措置の解除等）
第４１条　競争的研究費等最高管理責任者は、不正行為が行われなかったものと認定された場合は、調査に際してとった競争的研究費等の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、異議申立てがないまま申立期間が経過した後又は異議申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
２　競争的研究費等最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（処分）
第４２条　競争的研究費等最高管理責任者は、第３２条第４項又は第３６条４項による報告に基づき、調査対象者に不正使用の行為があったと認めたときは、当該行為の重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
（１）　調査対象者に対する就業規則等に基づく懲戒処分及び損害賠償請求
（２）前号に掲げるもののほか、刑事告発又は告訴等の機構が必要と認める措置
２　競争的研究費等最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関に対して、その処分の内容等を通知する。

（配分機関への報告及び調査への協力等）
第４３条　機構は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
２　機構は、告発の受理から２１０日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
３　機構は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認がされた場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

４　機構は、本条第１項から第３項までの他、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
５　機構は、配分機関の求めがある場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

第９章　その他

（その他）
第４４条　この規程の実施に関し細則を定める必要がある場合は、総務部長が通達として定めることができる。

附　則
この規程は、平成１９年９月７日から施行する。

附　則（平成２０年１０月２１日　規程第２０－７８号）
この規程は、平成２０年１０月２１日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年３月２９日　規程第２５－３３号）
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年４月１日　規程第２６－１号）
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年９月３日　規程第２６－３９号）
第１条　この規程は、平成２６年１０月１日から施行する。

第２条　第４章に掲げる告発及び調査等は、平成２６年１０月１日以降に機構が新たに受け付けた告発等から適用する。

附　則（平成２７年３月１２日　規程第２７－７号）
第１条　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

第２条　第４章に掲げる告発及び調査等は、平成２７年４月１日以降に機構が新たに受け付けた告発等から適用する。

附　則（平成２７年７月１６日　規程第２７－５１号）

第１条　この規程は、平成２７年７月１６日から施行する。

第２条　第４章以降に掲げる告発及び調査等は、平成２７年７月１６日以降に機構が新たに受け付けた告発等から適用する。

附　則（平成３０年６月２７日　規程第３０－４６号）

この規程は、平成３０年７月１日から施行する。

附　則（平成３０年８月８日　規程第３０－７３号）

この規程は、平成３０年８月８日から施行する。

附　則（平成３１年３月１８日　規程第３１－１７号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２４日　規程令和第４－１６号）

この規程は、令和４年３月３１日から施行する。